

四日市市告示第 6 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	尾平75号線	尾平町字新平川原1712-1	4.3~21.9	133.9	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.1
		尾平町字新平川原1703			
		尾平町字新平川原1712-1	5.1~7.3	134.2	
		尾平町字川田1606	4.3~21.9	268.1	